

# 介護現場等職員の離職防止のための 介護福祉機器導入助成について

厚生労働省が介護保険事業者や障害福祉サービス事業者、また介護サービスを 行っている救護施設等において、介護機器を導入する事業所に対し、一定条件のも と、「職場定着支援助成金/介護福祉機器助成コース」を設けており、その概要を ご紹介します。

同助成金は、介護事業主が介護福祉機器を導入した場合や、保育分野および介護 分野における人材不足を解消するために職場への定着の促進に資する賃金制度の整備 などを通じ労働者の離職率の低下に取り組んだ場合、助成の対象としているものです。 ここでは「介護福祉機器助成コース」の概要を紹介します。

介護事業主が介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を 導入し、適切な運用を行うことにより労働環境の改善がみられた場合に、機器導入 助成(介護福祉機器の導入費用の 25% (上限 150 万円)) が、また、介護福祉機 器の適切な運用を経て職員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成(介護福 祉機器の導入費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%)(上限150万円)) が支給されます。

## ◇ 機器導入助成について

介護福祉機器の導入とは介護福祉機器を設置または整備することをいい、運用とは、 当該機器を適切かつ効果的に活用して介護関係業務に用いることをいいます。ただし、 介護福祉機器の設置に係る費用(工事費等)は支給対象に含まないとされています。

#### ◇ 導入効果の把握について

助成金の支給を受けるためには、介護福祉機器を導入したことによって、効果的 な介護関係業務が行われたかどうかを把握することが必要となります。機器の導入 前と機器の導入後、一定の期間終了までに、それぞれ実施したアンケート結果に基 づき、導入効果を測定・評価することとなります。

導入効果は、身体的負担が大きいと感じている職員数の改善率で評価することと なり、改善率が70%以上であった場合には機器の導入関係費用について支給決定 が行われます。なお、アンケートの回収率は80%以上であることが必要です。

## ◇ 助成金の対象となる介護福祉機器

介護労働者が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、 労働環境の改善が見込まれるなど、所定の要件を満たすもので、1 品 10 万円以上 であることが必要です。

- 1. 移動・昇降用リフト
- 2. 自動車用車いすリフト ※福祉車両の場合は本体を除いたリフト部分のみ。
- 3. エアーマット ※体位変換機能を有するものに限る。
- 4. 特殊浴槽 ※リフトと共に稼働するもの。側面が開閉可能なもの。
- 5. ストレッチャー ※入浴用に使用するもの以外は昇降機能が付いているものに限る。
- ※移動・昇降用リフトの導入時に同時に購入等した吊り具(スリングシート)や、特殊浴槽の 導入時に同時に購入等した入浴用担架や入浴用車いす等、支給の対象となる介護福祉機器と 同時に購入等した、身体的負担軽減に資する機能を発揮するために必要不可欠な付属品を含 めることができる、とされています。

その他、詳細な要件等については厚生労働省の下記 URL をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000561400.pdf

# ロボットによる社会変革推進計画がまとまる ~社会とのつながりを深めるための開発にも期待~

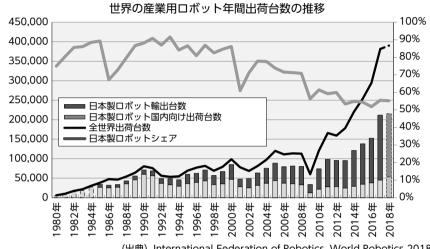
2019年7月、各省庁合同による会議体「ロボットによる社会変革推進会議」が とりまとめた「ロボットを取り巻く環境変化と今後の施策の方向性~ロボットによ る社会変革推進計画~」が公表されました。

同会議は「ロボットの社会実装を加速し、ひいては、課題先進国である我が国 のロボットによる社会変革を推進することを目的」に、2019年5月8日、内閣府、 文科省、厚労省、経産省が合同で、有識者で構成される会議体を設立したものです。 なお、これは産業別ではなく分野横断的な課題(導入・普及に係る共通課題、人材 育成、研究開発等)を中心に、その解決に繋げるために必要な制度整備、施策体系 を検討するために設置されたものです。

とりまとめのポイントを紹介します。

#### ロボット産業の市場動向(世界と日本の動向)

- ●世界の産業用ロボット販売台数は 2013 年から 2017 年の 5 年間で 2 倍に増加。 今後も年平均 14%増見込み。
- ●日本は世界一のロボット生産国。販売台数のシェアは90年代の9割程度よりは 低下したものの、世界のロボットの6割弱が日本メーカー製(約38万台中21万台)。
- ●従来、自動車産業がロボットの最大の導入先。近年は、電機・エレクトロニクス 産業でも増加。他方、食品等の三品産業では導入が進まず。
- ●ロボットの導入台数を地域別にみると、中国の伸び率が他国を圧倒。
- ●日本のロボットの導入密度(従業員10,000人当たりの導入台数)は、2012年 から 2017 年にかけて、332 台から 308 台へ推移しほぼ同数。
- ●日本製の産業用ロボットの総出荷台数のうち8割弱が国外向け。



(出典) International Federation of Robotics, World Robotics 2018

また、「ロボットを活用した新たなビジネスの出現等」として、次のように紹介 しています。

- AI や IoT 技術の取り込みや、非製造業をはじめとするベンチャー企業等新たな プレイヤーが出現。
- ●従来のロボットの活用は、主として生産性向上が目的。近年、ロボットを介して、 社会とのつながりを創出する新たな取組が生まれつつある。
- ●例えば、(中略)オリィ研究所は、ロボットを通じて、ユーザーが身体的問題や 距離を克服し社会参画することを目的に、遠隔操作で会話等のコミュニケーショ ンができるアバターロボットを開発。

本報告書のとりまとめ「今後のロボット政策の基本的考え方」において、「課題 先進国である我が国において、引き続き、ロボットの社会実装を推進していくこと が最重要課題。(中略)導入が進まない中小企業等に関する取組を抜本的に強化し、 強力に推進していく必要」がある等としています。

介護分野においても、利用者の安全性に配慮された支援内容の向上と介護スタッ フの身体的負担軽減のため、さらなるロボット支援機器の開発と、福祉現場への一 層の普及が期待されるところです。

# 日本のAI導入推進戦略において介護も重点分野に

内閣に設置された「統合イノベーション戦略推進会議」が2019年6月11日に 「AI 戦略 2019 ~ 人・産業・地域・政府全てに AI ~」をとりまとめました。

本とりまとめの「はじめに」において、そのねらいを次のように記しています。 「我が国は、(中略) テクノロジーと社会の仕組みを連動して変革し、「多様性を内 包した持続可能な社会」を実現することが必要である。我が国は、人工知能技術戦 略会議において、2017年3月に人工知能技術戦略及びその産業化ロードマップを 取りまとめ、「生産性」「健康、医療・介護」「空間の移動」「情報セキュリティ」の 重点分野を中核に、官民が連携して、人工知能技術の研究開発から社会実装まで に取り組むこととし、(中略) 国が主体的に直ちに実行するべき施策に焦点を当て、 本戦略のとりまとめを行った」。

## I. 基本的考え方(抜粋)

# (A) 戦略のスコープ

本戦略における「人工知能(以下、AI)」とは、知的とされる機能を実現してい るシステムを前提とする。(後略)

## (B) 戦略の目的

本戦略の目的は、Society 5.0 の実現を通じて世界規模の課題の解決に貢献する とともに、我が国自身の社会課題も克服するために、今後の AI の利活用の環境整備・ 方策を示すことである。(後略)



#### (C)戦略の背景となる理念

2019年3月、政府は、「人間中心の AI 社会原則」を取りまとめた。(中略)その基本理念として、① 人間の尊厳が尊重される社会、② 多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会、③ 持続性ある社会、の 3 点を定めている。

#### (D) 戦略の推進にあたっての基本的考え方(略)

#### (E) 戦略目標

◇戦略目標 1・2 (略)

◇戦略目標3

我が国で、「多様性を内包した持続可能な社会」を実現するための一連の技術体系が確立され、それらを運用するための仕組みが実現されること

女性、外国人、高齢者など、多様な背景を有する多様な人々が、多様なライフスタイルを実現しつつ、社会に十分に参加できるようになることが極めて重要である(後略)。 ◇戦略目標 4 (略)

#### Ⅱ. 未来への基盤作り(略)

#### Ⅲ. 産業・社会の基盤作り

#### 1 社会実装

(中略) 個別の領域としては、健康・医療・介護、農業、国土強靭化、交通インフラ・物流、地方創生の5つの領域を優先領域とする。これは、我が国が置かれた、世界初の本格的少子高齢化とそれによる社会保障費の急激な増加、労働力人口の減少や医療従事者・介護従事者の不足、農業従事者の超高齢化、気候変動や極端気象等による災害や農林漁業関連被害の増大、更には、地方等におけるインフラの老朽化・劣化とインフラ維持管理の担い手不足といった社会課題の解決が国としての最優先課題であるためである。

健康・医療・介護分野では、国民の健康増進、医療・介護水準の向上、関連従事者の就労環境の改善等の実現とともに、関係する国民負担の削減が同時に達成されることが中長期の目標となる(後略)。

【大目標】(一部のみ紹介)

▶ 健康・医療・介護分野では、どこでも安心して最先端・最適な医療やより質の 高い介護を受けられるよう、そのための環境を整備し、医療・介護従事者の負 担を軽減

## 【具体目標と取組】

(1) 健康・医療・介護

<具体目標1>

健康・医療・介護分野で AI を活用するためのデータ基盤の整備

(取組-一部のみ抜粋-)

▶ 諸外国における保健医療分野の AI 開発・利活用の動向調査 (2019 年度) 【厚】

<具体目標 3 >

予防、介護分野への Al/loT 技術の導入推進、介護への Al/loT 活用による介護 従事者の負担軽減

(取組-一部のみ抜粋-)

- ▶ AI/IoT を導入する介護施設への導入コンサル体制の整備 (2020 年度) 【厚・経】
- ▶ 予防、介護領域の実証事業の実施と、それを踏まえた同領域での AI スタートアップ支援体制の構築(2020 年度)【厚・経】
- ▶ 熟練介護士等の知見の活用も含めた質の高い介護サービスを支援する AI システムの実現と全国展開(2021 年度)【IT・厚】
- ▶ 予防、介護領域の実証事業で確立した技術の活用のための、制度面・運用面の 見直し着手(2021 年度)【総・厚・経】

【 】内の\_部は当該省庁が中核となる取り組みをさす。

# ユニバーサルデザイン2020評価会議が開催され 共生社会づくりがすすめられています

国は「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を 2017 年に策定するとともに「ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議」を開催してきました。

この会議は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラを整備するとともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現する必要がある、との認識のもと、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行することを目的としています。

また、併せて、障害者団体等を構成員とした「ユニバーサルデザイン 2020 評価会議」が開催されています。

評価会議の**第1回**は2018年12月4日に総理大臣官邸にて開催され、評価会議の設置趣旨とスケジュールが示されました。

第2回は 2019 年 3 月 19 日に開催され、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 に係る各省の取組み報告があり、障害者団体からの意見が出されました。ここでは 同評価会議の内容について概説します。

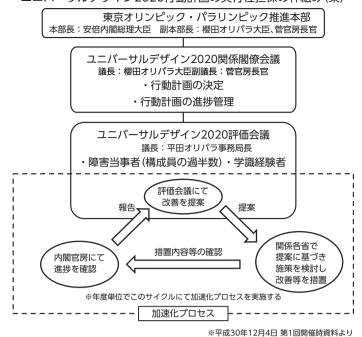
同会議では、次の事項の説明がありました(一部のみ抜粋)

## 1. ホテルのバリアフリー化の推進

- ○新築のホテルについて、本年(2019年)9月の改正政令の施行により、客室 総数の1%のバリアフリー客室の整備を義務化
- ○新たに一般客室のバリアフリー化を義務付ける都条例改正を提出 等

## 2. ユニバーサルデザインタクシーの改善

## ユニバーサルデザイン2020行動計画の実行性担保の枠組み(案)



#### 3. 障害者割引の利用者利便の改善

#### 4. 最新技術を活用した情報提供の強化

- ○公共空間のバリアフリー情報をオープンデータ化するとともに、民間事業者と 連携し実証実験
- ○インターネットによる公共交通のバリアフリー経路案内について、本年(2019年)4月からサイトリニューアル

## 5. 心のバリアフリー研修の拡大・向上

○障害者団体、国、経済界協議会が連携して、全国各地において心のバリアフリー 研修を実施 等

## 6. 障害者雇用の推進

#### ◇ 第3回評価会議で確認された、施策の改善状況報告

続く 2019 年 10 月 28 日に**第3回**が開かれ、ユニバーサルデザイン行動計画の施策の改善状況について次の項目等の報告がなされました。

## 1. 共生社会ホストタウンのレガシー化

• 「共生社会ホストタウン」により、パラリンピック交流を契機とした共生社会の取組の輪を広げる。特に、他のモデルとなる自治体を「先導的共生社会ホストタウン」とする認定制度を本年(2019年)5月に創設。

## 2. ホテル飲食店のバリアフリー化

・宿泊施設や施設内飲食店のバリアフリー改修を「宿泊施設バリアフリー化促進 事業」等による補助金で支援

## 3. 障害者割引の利用者利便向上

- ・本年(2019年)7月、一部交通事業者が障害者手帳に代わるスマートフォンによる電子的な本人確認手続きを導入。
- 公共交通機関においてマイナンバーカードを活用した電子的な本人確認手続きが可能となるよう技術基準を来年(2020年)に策定予定。
- ・昨年(2018年)10月から航空会社において障害者割引対象に精神障害者を加えるよう、順次拡大。未導入交通事業者に対して導入を要請。

# 4. バリアフリーマップ等の整備・充実

- ・バリアフリー整備ガイドラインを改訂し、鉄道駅のホームと車両の段差・隙間 の目安等を明確化
- 首都圏の主要駅から単独乗降しやすくなるようプラットフォームを順次整備
- ・単独乗降情報をマップ化し、年内の情報提供開始をめざす
- 手話、文字による意思疎通を可能とする、「公共インフラとしての電話リレーサービス」の実現に向けて、関係者による会議体を設置して検討中

## 5. 心のバリアフリーの拡大・向上

- 国家公務員向け研修において、より効果的な研修の在り方を検証。新たに地方 公務員向け研修も実施。
- ・来年度より小学校において使用される新学習指導要領を踏まえた教科書について、採択を実施。
- ・大学において、障害のある学生の修学についての先進的取組を他大学に展開。 さらに、障害のある学生の就労支援を含むサポート強化を検討。

## 6. ユニバーサルデザインタクシー改善

- ・ユニバーサルデザインタクシーの多くを占める車種を改良し、車椅子の乗降時間を約3~4分に短縮。
- 国が車体補助を行う場合に、実車を用いた研修を義務化。
- ニーズに応じた円滑な配車を目指し、ユニバーサルデザインタクシーや福祉車 両の配車体制の実証実験を予定。
- ユニバーサルデザインタクシーの普及を加速し、東京 23 区内の 25%とする。